

水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令案要綱

第一 特定水銀使用製品を定めること。

(第一条関係)

第二 水銀等の使用に係る規制を行う製造工程を定めること。

(第二条関係)

第三 貯蔵に係る規制を行う水銀等を定めること。

(第三条関係)

第四 この政令の施行期日について定めること。

(附則第一条関係)

第五 水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成二十七年法律第四十二号)第六条第一項の許可及び

附則第三条の承認を受けるための準備行為について定めること。

(附則第二条及び第三条関係)

第六 この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めること。

(附則第四条関係)

第七 この政令の施行に伴う関係政令の規定の整備を行うこと。

(附則第五条から第十一条まで関係)